

27清須保第130号

平成27年11月13日

清須市国民健康保険運営協議会

会長 後藤昌治様

清須市長 加藤静治

清須市国民健康保険税の改正について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条及び清須市国民健康保険運営協議会規則（平成17年規則第94号）第2条第1項の規定により、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

記

区分	国民健康保険税率（平成28年度）		
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	5.0%	1.1%	0.9%
資産割額	29.0%	10.0%	5.3%
均等割額	14,500円	5,500円	5,700円
平等割額	17,000円	6,000円	5,100円

区分	国民健康保険税率（平成29年度以降）		
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	5.0%	1.1%	1.1%
資産割額	27.0%	10.0%	5.3%
均等割額	16,000円	6,000円	6,200円
平等割額	18,000円	6,000円	5,400円